

税務課からのお知らせ

○軽自動車税の減免申請

身体や精神に障がいをお持ちの方が所有する軽自動車などは、一定の要件を満たした場合軽自動車税が減免されます。

申請は、納税通知書が届いてから、納期限の7日前（6月24日）までに申請書・必要書類を市役所に提出してください。

なお、申請は毎年必要です。昨年度減免の申請をされた方も、改めて申請が必要になります。



○平成25年度住民税(市・道民税)における生命保険料控除の改正について

平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）から、介護医療保険料控除（適用限度額2万8千円）が新たに設けられ、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が3万5千円から2万8千円に変更になりました。

なお、生命保険料控除の合計適用限度額（7万円）に変更はありません。

また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）については、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3万5千円）が適用されます。

住民税における控除額算出表

	支払額	控除額
新契約	12,000円以下	全額
	12,001円～32,000円	1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
旧契約	15,000円以下	全額
	15,001円～40,000円	1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

保険等の種類	①旧契約	②新契約	①②の両方を適用した場合
一般の生命保険料	最高 35,000円	最高 28,000円	最高 28,000円
個人年金保険料	最高 35,000円	最高 28,000円	最高 28,000円
介護医療保険料	—	最高 28,000円	最高 28,000円
合計適用限度額	70,000円		

○65歳以上の公的年金を受給する方の住民税特別徴収制度について

公的年金にかかる住民税(市・道民税)が特別徴収(年金天引き)されます。詳しくは、6月中旬に発送する納税通知書をご確認ください。

- ・対象 前年中に公的年金を受給していて、平成25年4月1日時点で65歳以上の方。
(介護保険料が年金から特別徴収されていない方、平成25年1月2日以降に市外に転出された方などを除く)

※この制度は本市だけではなく、全国において同様の取り扱いとなっております。納付書払いや口座振替などによる納付の選択ができませんのでご理解をお願いします。

■年金特別徴収の方法と時期



年金受給月	前年度から年金徴収が	
	1. 継続している方	2. 継続していない方
4月	2月と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	2分の1相当額を納税通知書で納付(個人納付)
6月・8月		
10月・12月 翌年2月	仮徴収分を引いた額を年金から徴収(本徴収)	残り2分の1相当額を年金から徴収